

武雄市長選挙及び武雄市議会議員選挙

4月11日(日)は投票日 投票時間は7時から18時まで

●選挙期日 両選挙とも

告示 4月4日(日)

投票・開票 4月11日(日)

●市議会議員選挙の定数

26人

※今回の選挙から定数が変わります。

●立候補届出受付

両選挙とも

期日 4月4日(日)

午前8時30分から

午後8時30分まで

会場 武雄市役所

●投票時間

全36投票区の投票所において、投票時間が18時までとなります。

これまでは、この選考より2時間繰り上げますのでご注意ください。

●期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票にいけない人は、前もって期日前投票をすることが出来ます。

期日 4月5日(月)～

4月10日(土)

時間 8時30分から

20時まで

場所

旧武雄市の人は、武雄市役所、山内町の人は、山内公民館

北方町の人は北方支所

●郵便等投票について

身体障がい者・戦傷病者・要介護者で一定の基準に該当する人は自宅等で郵便等による投票が出来ます。

この制度によって投票をするには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

郵便等投票証明書は本人の申請により該当する人に交付されますが、申請から交付までの手続きには時間がかかる場合があります。

お早めに申請していただきますようお願いいたします。

選挙メモ

～選挙を知ろう～

◇選挙運動とは？

例えば、「〇〇選挙に出るAさんに一票を入れてください。」のように、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得るために、③選挙人に投票依頼を働きかける行為を選挙運動とすることができます。これらは、選挙運動の三要素といわれています。

◇選挙運動はいつからできる？

立候補届出（選挙期日の告示日）をしてから投票日の前日までの間に選挙運動ができます。立候補届出より前に選挙運動することは法律で禁止されています。

◇候補者への激励は？

有権者が候補者へ飲食物を提供することは禁止されています。現金による候補者への寄附は制限されていません。

◇寄付の禁止とは？

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、また有権者が政治家に寄附を求めることは、法律で禁止されています。

※本人が自書できない場合は、代理人による記載ができますが、あらかじめ届け出る必要があります。

※郵便等投票証明書の有効期間は、7年です。（要介護5の人は、要介護認定の有効期間の末日まで）



担当:中村

問 選挙管理委員会事務局

(23)9211

【有料広告】

協会けんぽ加入者の皆様へ

健康保険料率が変わります。

- 8.25% から 9.41% に変わります。
(40歳～64歳の方は介護保険料 1.50% が加わります。)
- 平成22年3月分(4月納付分)より変わります。
- 任意継続被保険者の方は、平成22年4月分より変わります。



【対象者】協会けんぽ佐賀支部に加入されている方。(水色の健康保険証をお持ちの方)

お問合せ

全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部

TEL 0952-27-0612